

2022年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2023年3月22日（水）

愛知県障害者自立支援協議会

2022年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

2023年3月22日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県自治センター 12階 会議室E

3 出席者

岩田圭司委員、内村紀子委員、江川和郎委員、大石明宣委員、木本光宣委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、鈴木斉委員、坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、中住正紀委員、新美貴久委員、長谷川宏委員、畑中彩那委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、横関広子委員、渡邊久佳委員 19名

(事務局)

障害福祉課長ほか

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

鈴木会長

本日は年度末のお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。この協議会は愛知県におけると障害のある方々への支援体制に関して課題を共有し、体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましてはこの趣旨を御理解いただき、会議が充実したものとなりますよう御遠慮なく御意見をいただければと思います。委員の皆様方の御協力をいただきましてスムーズに会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、早速ですけれども議題に入らせていただきます。議題(1)愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況についてのうち、人材育成部会から始めたいと思っております。小島部会長よろしく願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について 人材育成部会

人材育成部会 小島部会長

よろしくお願いたします。資料 1 をもとに御説明いたします。話としては二つです。一つ目が、「市町村における障害福祉従事者向けの研修の実施状況について」です。以前も同じような実施状況に関する調査を行っております。ただ、この協議会の場でも御説明をしておりますとおり、前回、市町村に調査をした時には市町村の自立支援協議会等で実施した分が反映されておらず、実態と少し違った結果になったという状況があります。そのため、改めて調査を行ったということと、せっかく改めて調査をしますので、さらに調査項目も増やして行ったところ です。そもそも、この調査については、県、市町村、圏域のそれぞれのレベルで研修を行っていますが、それぞれが関連したり、連動したりということが必要であろうということで、今後の参考にしていただくとか、市町村が行うべき内容というものとはどんな研修内容なのかということを検討していく上での調査ということになっております。調査結果については、特に市町村レベルで行われている研修のテーマとしては、①相談支援、③権利擁護、さらに⑨障害児支援というところが目立っています。その他は、⑤発達障害や、⑥精神障害といった障害特性に関わること、それから⑬その他のところも非常に多くなっています。今、申し上げた目立ったテーマについては、令和3年度、4年度ともに同じような数字ということで、各地域で共通して必要だと考えられて行われている研修内容なのかなと考えております。一方で、他にもいろいろとテーマが上がっておりますので、地域のニーズに合わせて、あるいはその時々々のニーズに合わせて行われているものと考えています。⑬その他については、資料にも記載がありますが、「防災」ですとか、「ひきこもり支援」、「虐待についての知識、虐待防止」ということがテーマになっていまして、先ほど申し上げたようにここでも地域のニーズに応じた内容が盛り込まれていると考えているところです。また、内容だけではなくていろいろな記載欄を拝見しますと、今まで新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインで実施してきたものうち、オンラインという形が適しているという研修と、研修効果や繋がりということを考えると対面で行った方が適している研修とということで、そのあたりを整理して見直していきたいという意見も見受けられます。今後の取組に関してですが、せっかく調査を行っておりますし、研修の内容だけではなく、どんな方が講師として招かれているのかということも市町村の研修を行っていく上で非常に参考になる調査内容と考えております。調査結果は市町村にはもちろんですけれども、地域アドバイザーの皆さんにもフィードバックして、ぜひ参考にしていただきたいということと、今後も継続的に調査を行いまして、研修内容の整理を進めていきたいと考えております。

二つ目ですけれども、「令和4年度サービス管理責任者等フォローアップ研修実施方針

について」です。このサービス管理責任者等のスキルアップを図る研修というのは、以前からも行ってきたところですが、カリキュラムの変更等もありまして、改めて今年度から内容を見直して行ったところです。位置付けとしては、人材育成ビジョンに基づきまして、地域における人材育成の取組を支援する研修ということになっています。そのため、研修を受けた人自身がスキルアップを図るという側面もあるかとは思いますが、サービス管理責任者等と言われる方々が非常に大勢みえますので、研修を受けた人がその内容を地域に持ち帰り、地域の中でまた必要なことを広めていただき、より大勢のスキルアップに繋がるきっかけとなるような研修を目指しています。内容としては、個別支援計画の作成に関すること、受講者の困りごとを吸い上げることということで、先ほど申し上げたように個別支援計画の作成についても、研修内容を持ち帰って地域に広めるということを目的としています。あるいは、地域のサービス管理責任者等の困りごとを吸い上げて解消していくために地域でまたどんなことができるのかというようなテーマ設定になっています。今年度、見直して初めての研修だったということもあり、なかなか広報等も十分でなかったとも思われます。受講人数のところも、100名の定員に対して受講者26名ということで、少し参加が低調になったというところは否めませんが、今、お話したような趣旨の研修として、今後また見直しながら行っていきたいと考えています。また、サービス管理責任者等の資格取得の研修についても、事業所でOJTを行うということも位置付けられていますので、そうした研修を効果的に実施していくためにも、地域のサービス管理責任者等のスキルアップをどう行っていくかということを考えるきっかけとなるように、この研修をしっかり形作っていききたいと考えているところです。

鈴木会長

小島部会長、ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。それでは、松下委員、お願いいたします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。よろしくお願いいたします。御説明ありがとうございます。議題1ですが、各市町村がどのような内容に取り組んでいるのかということで、研修の効果を高めるために対面に戻していこうという意向があることもよく分かりました。研修を実施する上では、やはりその受講効果は重要かと思いますが、反面、届いてほしい人が参加してくれないというような課題があるかと思います。この辺りについて、先ほどの説明の中では、どんな方たちが参加しているのかという調査をされるというような話題があったかと思います。この後の議題の中でも触れられる日中サービス支援型グループホームなど、しっかり一緒になって学んでほしい方にどうしたら届くのかということについても、何か研究のようなことをされるのかということも重要なポイントかと思いますので、教えていただければと思います。併せて、やはり講師やファシリ、研修の企画を

するという力、この辺りがやはり特定の方に偏っているような感じがあります。こういった企画をする人たちの次世代育成ということも課題の一つになるかと思いましたが、今後の検討の材料にしていいただければと思います。議題2のサービス管理責任者等フォローアップ研修に関してですが、私も第1回から、開催する折に企画に参加をさせていただきましたが、現にサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として研修事業に取り組まれている方たちの育成という視点で実施されたものだったと記憶しております。そのため、必ずしも個別支援計画の作成手法の部分だけではなく、地域課題の地域アセスメントの仕方であったりとか、問題解決の技法であったりとか、様々な視点からサービス管理責任者等のスキルアップを目指していたと思います。この研修については、相互のスキルを学び、スキルアップを図るということを通じて、地域での人材育成の取り組みを支援する研修となっていますが、内容が個別支援計画の手法ということになると、どうも企画意図と中身が違わないかなと率直な感想を持っています。サービス管理責任者等の役割としてプロセス管理や人材育成等と説明をされてきていますが、ここでは、人材育成のところを伸ばしたいのか、それとも個別支援計画の作成手法ということであればプロセス管理のところを伸ばしたいのか、この辺りの企画意図がどうだったのかということをお聞かせいただければと思います。現実、それぞれの地域のサービス管理責任者等の課題としては、まず最初のアセスメントをする力が非常に乏しいと思っています。障害のある方たちやお子さん一人一人の現状を把握する力が乏しい感じがしますので、確かに個別支援計画の作成手法も重要ですが、一人一人をきちんとつぶさに観察し、どういう状況かということ把握するところが足りていないのかなと思います。それから、受講者の困りごとを吸い上げて解消するというのは、これこそやはり地域研修として位置付けて十分やれるのではないかと、ここでやる必要はないのではないかと感じています。地域の社会資源による支援力の差であったりすると、支援における困りごとについても地域の固有の課題があったりするのかもしれないので、必ずしもここでやるものではないのではないかと思います。研修を企画する段階でミスマッチが起きていないかと感じているところであり、どんなプロセスで企画がされたのかというところを教えていただければと思います。主な意見のところでも書かれているように、サビ管・児発管研修に関わりがない方が企画するというのは、現状に合った形でプログラムの設定をすることからするとやはり難しいのではないかと思いますので、きちんとそういったことが分かっている方や、課題や問題意識を持っている方たちを迎え入れて、企画をされるということをしていただくと良いと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。今の人材育成部会の議題について、お答えを願いますでしょうか。

人材育成部会 小島部会長

まず一つ目の議題について、オンラインという手法に関してのところでお話をしますと、もともと感染症対策として普及した面はありますが、やってみて今後もオンラインでも十分行っていけるという声もある一方で、松下委員がおっしゃったように、なかなか研修に出てきてほしい人ほど出てこないというような課題があることは言われています。オンラインという形で実施することで参加しやすくなるという側面がありますので、それについては今後も活用していくべきかと考えていますが、一方でいろいろ人の繋がりということに関しては、対面でやった方が繋がりやすい、参加しやすいという方もみえますので、その辺りの整理が必要だと考えています。この辺りについて、今後、人材育成部会でもテーマにしていきたいという話も出ていますので、また御相談しながら行っていきたいと思っています。それから、研修の企画や、講師側の次世代育成ということについては本当におっしゃるとおりで、人材育成をしようと思うと、人材育成に携わってくれる人も育成していかなくてはならないということが、ずっと言われています。ちょうど代代的に今まで頑張ってきた方々が、徐々に後退していかなければいけないという話も愛知県の中でもよく出ているところです。そんなところも意識しながら検討していきたいと思っています。今後、調査をする上で、その辺りの各市町の実態や、あるいは次世代に引き継ぐ工夫についても集約したり、またフィードバックできればいいと考えています。

それから二つ目のフォローアップ研修の方ですが、これも当部会の中でも主な意見として、資格取得のための基礎・実践研修の意図や内容を十分に把握した上で研修の内容を組み立てることが必要だったのではないかという意見が出ているところです。今回、見直してから1回目というところで、個別支援計画を作成するというプロセス管理の部分と、地域での人材育成の困りごとをすくい上げるという部分とについて、少し整理不足のまま研修が行われたところがあるのかもしれませんが、その辺りについて、実際にこの研修の指定団体として行っていただいた団体の方とも、この後もやりとりをしておりますし、今後しっかりと基礎・実践研修の講師さんたちの意見をお聞きしながら、整理して、またブラッシュアップしていかなければいけないという話をしています。この辺りについては、資格取得の研修の方でやっていることに対してプラスアルファで実施するとか、あるいは市町村レベルで行うべきところもありますので、この研修は最終的にどこをやるんだというところを改めて整理するなどして、また次年度以降も検討していきたいと思っております。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。よろしかったでしょうか。他に御意見等ありますか。長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員

2点あります。まず1点目として、研修を実施している市町村が51市町村と書いてあ

りますが、愛知県は確か54市町村あったと思います。そうすると、3市町村はやっていないのか、回答がなかったのか、どちらでしょうか。やっていなかったとしたら、どういふふうにフォローしていかれるのでしょうか。それから2点目として、これは要望になりますが、資料においてどういう研修を行ったかということは一覧表でまとめられていますが、研修効果に対してコメントもあると有意義な研修になったかどうかということが明らかになると思いますので、ぜひ付け加えていただきたいと思います。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。事務局の方から発言をお願いしますでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

研修については、51市町村が実施しておりまして、未実施のところは岩倉市、大口町、扶桑町でいずれも尾張北部圏域でございます。今後、市町村の事情にもよるとは思いますが、例えば単独でやるということが大変な場合もございますので、複数の市町村で合同で行う、あるいは圏域単位で行うなど、そういったことも含めて、地域アドバイザーを通して市町村と話し合いながら進めていきたいと思っております。市町村においても、やる手法やノウハウ、経験がないところもございますので、そういうところについても情報提供していきたいと考えております。横の繋がりにより市町村同士で連絡取り合って参考にしてもらおうというようなことでやっていただきたいとは思っております。もちろん、私たち県の方もこういう状況があるということを情報提供し、地域アドバイザーとも話し合いながら、横に繋がるきっかけづくりをして、発展させていけるようにしていきたいと思っております。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。複数市町村での実施も含めて少し工夫して、また御報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。では、他に発言もないようですので地域生活移行推進部会の報告に移りたいと思います。長坂部会長、よろしく願いいたします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

地域生活移行推進部会の検討状況等の報告をさせていただきます。始めに、①地域生活支援拠点等の整備についてというところです。地域生活支援拠点等については、第6期障害福祉計画において年1回以上運用状況を検証及び検討することとなっております。令和4年4月1日現在の地域生活支援拠点等の整備状況につきましては、ここに表記はしてありませんが、整備済みの市町村が51市町村であり、未整備の市町村は3市町です。また運用状況の検証・検討につきましては、令和3年度中に検証及び検討を実施済みが13市町、

令和4年度中に実施予定が22市町、未定のところが19市町村ございます。昨年度の本協議会でも報告させていただきましたとおり、多くの市町村でその評価項目や基準が決まっていないことから、県がすべきことを検討した結果、モデル的な指標を示すこととして、運用状況の検証・検討のための手引きを作成しました。これについて、市町村へは令和4年3月2日付で配布しております。この手引きについては、今年度第1回の部会において、市町村にモニタリングを行うことが大切であるという意見が委員からありました。令和4年度は1年間市町村に活用していただき、運用を守る期間として位置付けたところがございますので、今後の取組としては、令和5年度中に市町村の運用状況や意見照会を行うこととして、地域生活推進部会でもそれを検討していく予定です。

次に、②グループホーム整備促進支援制度についてです。こちらについては、新たに整備を検討している事業者を主な支援対象として、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として実施しており、今年度はスタートアップ相談会、グループホーム見学相談会、モニタリング調査等の事業を実施しました。部会での検討状況として、第1回の部会において、グループホームの整備促進については、量から質へシフトしていく時期であり、今後はグループホームの支援の質を確保するための内容を充実させていくべきであるという意見がありました。第2回の部会では、実際に支援コーディネーターの方に部会に来ていただいて意見交換を行いました。とても活発な意見交換が行われ、その中で、委員からは県が実施しているグループホーム整備促進支援制度の目的をはっきりと打ち出し、民間が行っている説明会との違いを明確にしていくことが必要であるという意見がありました。一方、支援コーディネーターの方からは、この事業でできることと、やはりできないことがあるというお話と、事業は小さいですがこれまでやってきたことを大切にしていって、これからも継続していくことが必要ではないかというお話がありました。次年度の取組についてですが、グループホームの整備については、量的な面及び質的な面いずれの支援も必要であることから、グループホーム整備支援整備促進支援制度を引き続き活用し、特に質の確保として、日中サービス支援型グループホームに対して、モニタリング調査を主体的に実施していく予定です。

このこととも関係しますが、③日中サービス支援型グループホームの運営状況等に対する評価についてというところです。こちらについては、第1回の部会で、委員から地域の自立支援協議会において年1回評価を実施しているところであるが、その評価に対する改善の取組がなされていないケースが見受けられるため、どのように地域に根差したグループホームに導いていくのが課題になっていると意見がありました。また、その後、第1回の本協議会において松下委員からも利用されている方たちの実態についてどのような課題を抱えているかについて、市町村から事例を集め対策を行っていく時期に入っているという意見があったところです。これを受けまして、第2回の部会においては、県から、その同日である10月28日の午後に、市町村の実情を把握し、情報共有を図ることを目的として、日中サービス支援型グループホームが所在する市町村の担当者と一部の地域アド

バイザーの出席による担当者会議を開催する旨の報告がありました。第3回の部会では10月28日に開催された担当者会議の報告と、それを踏まえ、要望意見について市町村及び日中サービス支援型グループホームを運営する事業者宛に、それぞれ依頼文を発出した旨の報告がありました。各市町村宛てについては、日中サービス支援型グループホームの支給決定を行う市町村への要望意見です。いずれも1月19日付で発出したという報告が県の事務局の方からありました。委員からは意見要望の内容は具体的でとても分かりやすいということと、日中サービス支援型グループホームの支援の質の改善の一步として、とても大きなアクションであるという意見がありました。今回、資料を添付しておりますので、ぜひ一度、御確認いただけたらと思います。

鈴木会長

はい、長坂部会長ありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見等ございましたら、御発言いただければと思います。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。日中サービス支援型グループホームについて、私からの意見をお汲み取りいただきありがとうございました。発出された内容についても、多くの地域で懸念されている内容がまとめられております。願わくば、この内容を踏まえて各グループホームを運営する皆さん方が、より良いサービスの提供に向けて改善をしていただければと思います。意見の中にもありますように市町村で年1回評価をしても、当日、事業者の方が参加されないというような事態になったり、提出された内容と実態がそぐわないということもあつたりして、市町村でこういった取組をしてもなかなか難しいなと感じるところでもあります。この辺りは、もしかしたら国の仕組みの再検討について、我々の方、県としても、それから事業者としても要望していく必要があるのかもしれませんが、まずはこういった形でまとめていただいたことに対して感謝を申し上げたいと思います。

意見につきましては、②グループホーム整備促進支援制度についてになります。私どもの協会の方でもこの事業に協力させていただいております。先ほど、御説明の中でも、県の取り組んでる内容と、民間の内容との違いをはっきりした方がいいだろうという話がありましたが、実は具体的にこういった事例がありましたということをお伝えしたいと思います。新しくグループホームを整備しようということで開設希望者の方たちが参加されましたが、何を期待してきたかという、どうすれば補助金がもらえるのだろうかということを知っていると、参加したというようなことがありました。あるいは、例えば人材派遣でサビ管や世話人を確保しようと思ったときの派遣料であつたりとか、紹介料の何割を補助してくれるのかといったような情報が得られると思つて来られている方たちが比較的多くいました。実はそういう内容ではないですよと言うと、7、8割が参加を辞退

されたような会議もあったと聞いています。この制度の取組がどういったものを目的としているのかということがしっかりと届くことなく参加をされる方たちも随分いるのだろうということが見えてきました。ですので、例えば事業の新規申請を希望される方たちに対して、市町村としてこの制度が安定してサービスを立ち上げて供給していくための制度であるということをきちんと説明できるようにレクチャーをしておく必要があると思っています。併せて、グループホームとはこういうものだということをミニブックのような形で読みやすくまとめておくといいのではないかと思います。もしかしたら、福祉にあまり関係がない方たちの参加がグループホームでは多いのではないかと思いますので、そういった分かりやすい読み物のようなものを説明資料として用意をしていくといいのではと、この事業の担当していた者と話をしてきたところです。今後の参考にしていただければと思いますので、制度がより良く運用されるように、また、質の高いグループホームが増えていくように協会としても協力していければと思っています。

鈴木会長

ありがとうございました。このことについて、何か発言があればお願いいたします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

いつも貴重な意見をありがとうございます。本当に今、言われたように新規申請の段階で、県と市の関係がもう少し近づくと良いと思います。今回、県から市に対してこのような形で初めて文書が出ました。政令・中核市等を除けば指定をするのは県ということで、誤解を恐れずに言えば、書類が整っていれば指定せざるを得ないということで、市町村が把握している実態と乖離していることがありました。今回の動きで、県と市の関係が近づき、新規申請が実態に即したものに変わっていくことを期待したいと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。他には御意見等ありませんでしょうか。

内村委員

愛知県知的障害者育成会の内村です。②グループホーム整備促進支援制度についてですが、立ち上げから運営までトータルに支援することが目的とあります。私が知っているところで、お年寄りのグループホームがありまして、そこが今、使われていない状況です。そこで障害者のグループホームにしたいということを、市の方にも申し出ていますが、用途変更しないとできないということを何年も言われていまして、市の方が動かないとか、あそこの法人がまず動かないとということで、もう何年も経っています。そういったことの相談はやはり県の方ではやっていただけないのでしょうか。どうしたら変わるのかと何年もみんなでも相談していますが、誰にどのようをお願いしたら少し動いていただける

のかとずっと思っております。

鈴木会長

これについて、何かアイデアを含めて事務局の方でお願いいたします。

障害福祉課櫻井担当課長

地域生活支援グループの担当課長をしております、櫻井と申します。まず、お年寄りのグループホームを障害者のグループホームにということですと、政令・中核市ですと、当該市が指定業務をやっておりますので、その市に指定にあたっての手続き面を聞いていただくということになります。県が行う指定については、私ども障害福祉課の事業所指定グループというところで指定業務を行っておりますので、手続き面のことは御相談に乗ることはできます。ただ、それに至るまでの途中、グループホームのある場所が、例えばその市街化調整区域に当たるとか、何らか規制があるような地域にあるとすると、建築基準法上と言いますか、都市計画の問題も出てきますので、そちらはそちらで、我々以外のところにも御相談いただかないと簡単にできるかどうかということとは分かりません。いくつかのところにアプローチしていただいて、答えを探していくようなことになろうかと思いますが、手続きの面については我々の方に御相談いただければと思います。

鈴木会長

何となく解決が見えそうでしょうか。その他、御意見等がありましたらお願いいたします。

江川委員

東三河南部圏域で地域アドバイザーをしております江川と申します。日中サービス支援型グループホームの運営状況等に対する評価について、市町村に対する要望意見についても相談支援アドバイザー会議で情報を共有しております。その中で地域アドバイザーの方から出た意見の一つとして、日中サービス支援型グループホームで虐待の通報があった場合のことです。日中サービス支援型グループホームは非常にたくさんの市町村に対して募集をかけているので、いろんな市町村の方が住んでおられます。そうなってくると、ある特定の職員が虐待行為を行った時に、他の利用者の方も被害に遭ったりする訳ですが、そうすると非常にたくさんの市町村から支給決定された利用者が虐待の被害者となります。実際に東三河南部圏域でも、以前虐待の通報があった時には、6、7ヶ所の市町村に渡っての虐待通報という状況になっておりました。その時にやはり市町村の担当者の方も、これは誰がリーダーとしてやっていけばいいのかということ非常に悩んでおりました。やはり、今後そういった事態が十分予想されますので、ぜひ愛知県でも虐待通報があった時には、愛知県がリードして中心となって対応できる体制を早急にとっていただければと思います。

と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木会長

事務局の方から、いかがでしょうか。

障害福祉課横井課長

障害福祉課長の横井と申します。虐待事案につきましては、今、お話のとおり支給決定市町村が基本的に調査をするということになります。そうしますと、複数の市町村が関与するということになりまして、市町村の情報共有がされないとなかなかやはり調査が進まないという問題があります。過去にもいろんな問題もございましたので、県も積極的に介入し、そういった事例があった時には、相談いただければ市町村をつなぐということもさせていただいております。今年度におきましても、実際の調査に県も入らせていただいて、調整しながら進めていったという事例もございます。そういった事例がございましたら、障害福祉課の業務・調整グループというグループが虐待を担当しておりますので、御相談いただければ、しっかりそういったところも対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。お忙しい中ですが、ぜひよろしくお願いいたします。他によろしいでしょうか。

長谷川委員

2点あります。まず、地域生活支援拠点等についてですが、これはもともと第5次障害福祉計画では、2020年度までに市町村もしくは圏域で作るということになっていたと思います。これに関して、たしか市町村でやるのか、圏域でやるのかということを詰められなくてできていないところがあったと思います。現在の計画において、2023年度までということ3年延びている訳ですが、その進捗状況を少し教えてもらいたいです。要は、既にすべての市町村で終わったのかどうかということを知りたいです。それから、グループホームに関して、例えば評価しても事業所にそれに対応してもらえるかという問題があります。評価に関しても、他施設の資料を単に使い回しているというような状況も見受けられるようです。これはやはり、仕組みに問題があると私は思います。仕組みの問題はどうすればよいのか、県が仕組みを見直していただけるのか、国に要望しないといけないのか、この辺りを少し明確に教えていただきたいと思っております。

鈴木会長

ありがとうございます。今、2点ありましたが、事務局の方から発言をお願いできます

でしょうか。

尾張中部圏域地域アドバイザー代理 玉井氏

尾張中部圏域地域アドバイザーの代理の玉井です。実は3市町というのは、うちの圏域の3市町で、去年できる予定でしたが、1年遅れて今年の6月1日から実働ということで3市町揃って共同で行うことになっています。内容に関しては、これからということでもまだですが、そういう形で始まるということをお伝えしておきたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。では、続いてよろしく願いいたします。

障害福祉課櫻井担当課長

制度面に関して、日中サービス支援型グループホームに対しては定期的に市町村が評価をしております。それに対して改善がなされれば一番良いのですが、これに関しては制度上は評価を受けるということが国の基準で決まっていて、それによって改善がなされるかどうかというところまでは、現状では制度として細かく規定されておられません。ですので、これは国の制度が見直されない限り、現実的には対応できないというのが実情であります。ただ、それではいけないということで、我々としては、できるだけ日中サービス支援型グループホームに複数の目が入ることが大事だと思っております。先ほど申し上げたモニタリングで、なるべく日中サービス支援型グループホームも、いろんな方に見ていただくというような環境を作ることによって、その施設に注目を向けることで、例えば虐待の防止などに繋がるのではないかとということで、少しでも人の目が入るように取り組んでいきたいと考えております。それが今の制度上においてやれるところの範囲になっております。国の方も実際、日中サービス支援型グループホーム等でいろいろと問題があるということは非常に認識しておりまして、現在、社会保障審議会の障害者部会においても、そういった質の評価について、どうしていくのかという議論がなされており、国の方で今後検討がなされて、新たな仕組みができてくる方向だということは聞いております。そこをまずは注視していくということと、その仕組みができる前の取組として、モニタリングを行うことによって、県としては対応していきたいというところでございます。

長谷川委員

それでも、多くの方が労力をつぎ込んで評価しても、言いつばなしで終わってしまうというのはやはり問題だと思います。ですから、国の制度上の問題であれば、愛知県からも強く要望出していきたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございました。先ほどの3市町についてはもう6月からという話ですので、また地域アドバイザーさんの方でも気にかけておいていただければありがたいと思います。それから先ほどの日中サービス支援型グループホームですけれども、本当は利用者の方が選んで他のところに行ければいいのしょうけれども、そういう訳にはなかなかいかないとすると、その評価をどう反映していくかというところで、おそらく社会保障審議会の方でもいろいろな話が出ています。いろんなところでやはり話題には出てきていますので、それに対応していくということは、これから先は出てくると思いますが、待ってられない部分をどうするかというところを、また愛知県の方とも協力して対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。他には何か御意見はありますでしょうか。では、ほかに発言もないようですので、医療的ケア児支援部会の報告に移りたいと思います。事務局の方から報告をお願いいたします。

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ木村室長補佐

医療療育支援室の木村でございます。資料3を御覧ください。本年2月17日に第2回医療的ケア児支援部会を開催し、議題が1点、報告事項が3点ございました。まず、議題でございますが、医療的ケア児（者）の実態把握についてということで、本県内における今後の実態把握に関して、他の都道府県や県内の市町村の把握状況を紹介し、委員の皆様から御意見を伺いました。委員の方々からいただきました主な御意見は、市町村が支援するためには、実態の把握は欠かせないので、各市町村の障害者福祉計画にも実施把握を盛り込み、市町村が実施していただきたいとする御意見や、市町村で実施する際は、県から市町村への指導やフォーマットを示していただきたいといった御意見、あるいは、市町村が把握し、県が集約する方法が好ましいが、2019年度に実施したように次回分は再度県で実施していただきたいとする御意見がございました。また、実施頻度については、子どもは成長が早く、新たな課題が次々と生じるので、年に1回程度は実施していただきたいという御意見や、現状の把握ができないと必要な支援サービスが提供できず、課題解決が後追いになるので、毎年実施していただきたいとの御意見から、5年に1回程度でよいのではという御意見もいただきました。実施方法につきましては、前回調査とデータの比較検証ができるようにしていただきたいという御意見や、前回の調査では、個人情報保護の観点から、協力機関は対象者の個人名なしで把握しなければならず大変苦労したと思うので、できる限り協力機関の負担がないような方法を検討されたいとの御意見をいただいております。県といたしましては、これらの貴重な御意見を踏まえ、次回、来年度第1回の部会に向けて、県としての考え方を整理して、またお示しさせていただく予定としております。次に報告事項についてでございます。(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の開催結果についてでございます。「a 令和4年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修について」ですが、国のカリキュラムに沿った形で、講義と演習の全4日間で

実施しました。講義の会場は、名古屋市の御協力をいただきまして、例年よりも広い会場、中区役所ホールで、101名の方が修了しました。受講者の方からは、グループワークのメンバーが多職種で、いろんな視点の意見が聞けて大変参考になったという感想や、近隣地域の方とグループになり、顔つなぎや情報交換ができてよかったとの感想をいただいております。次に、「b 令和4年度医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修」ですが、今年度は3月20日に実施したところでございます。こういったコーディネーターに対する研修について委員の方々からいただきました主な御意見ですが、修了者数に対して、各市町村でのコーディネーターの活動実態・状況が見えてこないという御意見や、コーディネーターは、医療との連携ができないと、効果的な支援に繋がらないとの御意見をいただいております。

(2) 医療的ケア児支援センターの活動についてでございます。「a 相談件数」は、各支援センター別の相談数と、相談対象の医療的ケア児の実人数になっております。「b 相談の状況」のところは、相談内容等をまとめたという形の資料になっております。「c 研修」については、基幹支援センターであります愛知医療的ケア児支援センターでは、保育士等を対象にした基礎研修を10月2日に、看護師等を対象にした専門研修を11月19日に開催いたしました。それぞれ土日の開催ではございますが、大変多くの申し込みがありまして、その中でも、やはり新型コロナウイルス感染症の対策等を行ってということでもございましたので、基礎研修は28名、専門研修が41名と、規模を少し縮小した形ではございますが、開催させていただきました。受講生からの感想は、基礎研修、専門研修とも大変好評いただいております。今回受講された方のアンケートも踏まえ、次年度もより充実した研修を実施してまいります。また、各地域支援センターでも、地域の支援者を対象として、人材育成や、地域づくりを目的に合計20回開催しております。内容としては、小児在宅や療育を視点としたもの、その他、保育園教員向けの研修等を実施いたしました。「d 関係機関連携」については、支援に関わる医療機関や訪問看護ステーション等といった関係機関とのネットワーク構築による地域づくりを図ることを目的に、各地域支援センターが関係機関への訪問等を行いました。「e その他」の支援センター間会議の実施では、担当者間の会議を毎月、センター長間の会議を年に1回実施し、取組状況や課題報告など、情報共有や意見交換を行いました。次に、基幹支援センターにおける活動状況でございますが、ウェブサイトの開発、リーフレットの作成、社会資源調査を実施しました。ウェブサイトの開発は、医療的ケア児に関わる幅広い情報を一元的に集約し、発信することを目的に開発し、今月中に全面公開予定となっております。現在、一部公開というような状況となっておりますが、資料にもつけておりますQRコードから読み取れるようになっております。今月中には全面公開予定ということでございます。リーフレットは医療的ケア児支援の施策を紹介する広報啓発を目的に作成し、1月から各地域支援センターから管内市町村等に配布しております。社会資源調査でございますが、県内54市町村に対して、非常用電源装置の購入補助の実施に関する調査を実施いたしました。この調査結果に

つきましては、あいち医療的ケア児支援センターのウェブサイトにも公開しております。次に、愛知県のすべての医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築事業（案）についてですが、医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーが連携して、新体制を構築する事業を計画しているということについて、あいち医療的ケア児支援センターから報告がありました。これらの報告に対して、委員の方からいただいた主な御意見ですが、社会資源調査で、県内の情報が一覧で比較できるので参考になったや、支援の行き届いていない医療的ケア児への支援も充実できる支援体制を整える必要があるとの御意見をいただいたところでございます。次に（3）令和4年度愛知県在宅医療推進協議会の開催状況についてです。こちらは保健医療局医務課医務グループにおいて、県内の在宅医療の現状を把握分析し、関係機関が相互に連携した在宅医療を円滑に提供する体制を構築することを目的に、年1回程度開催しておられる協議会でございます。今年度は2月に開催されまして、議題2点、報告事項2点を取り扱っていただきました。議題は、愛知県地域保健医療計画の見直しが来年度となるため、あらかじめ各委員の御意見を伺ったとのことです。また、愛知県看護協会が新たに訪問看護総合支援センター会議というものを設置したということで、この協議会の専門部会と検討事項が重なることから専門部会を一部廃止することになったと報告をいただいております。また報告事項としては、専門部会の開催状況、在宅関連の指標として、在宅療養支援診療所病院を始めとした11の指標の達成状況についての報告等とのことでした。以上で、医療的ケア児支援部会の開催状況についての報告を終わります。

鈴木会長

御報告ありがとうございました。皆様方から御意見、御発言等ありましたらお願いいたします。

医療的ケア児支援部会 大石部会長

部会長の大石です。愛知県は医療的ケア児支援センターを7ヶ所も設けていただきまして、他の都道府県ですと1ヶ所しかないという県も多い中で、大変力を入れていただき、本当にありがとうございます。それで、ようやく昨年4月から始まりました。医療的ケア児支援センターが動き始めて、数字も出てきた訳ですが、まだまだこれからだと思って頑張っていないといけないと思っております。私のところも豊川市で信愛医療療育センターとして受け持っていますので頑張っていきたいと思っております。ただ、相談は来るのですが、どうしても解決できず問題になっていることが、以前から二つあります。一つは人工呼吸器の関係です。医療依存の高い方を受け入れるのが重症心身障害児施設の役目だと思っておりますが、全国平均で言いますと、その重症心身障害児施設入所者の中で1割程度が人工呼吸器のついた方です。もちろんそれ以外に人工呼吸器はついていないけれども、気管切開しているとか、病状が不安定でとてもケアが大変だという方も受け入れてい

ますが、一つの指標として、人工呼吸器のついた人の数として一般的に言われているのが全国平均で1割です。頑張っているところでも2割ぐらいが限界だというふうに言われています。愛知県内でも、平均的には1割ぐらいで頑張っているところで2割ぐらい受け入れています。それでもNICUがあるような基幹病院には人工呼吸器のついた方が長期入院してまだまだ溜まってるという状態で、NICUのベッドを埋めてたりとか、小児科病棟で見ていたりとか、そういう状況が今も続いているということです。もっともっと重症心身障害児施設が頑張らなくてはいけないのですが、もう一つの問題がありまして、動ける重症心身障害児者と言われる方ですとか、強度行動障害を伴う医療的ケア児と言われるような方、そういう動ける障害を持った方と混在して、動けない人工呼吸器のついた重症心身障害児、医療的ケア児の方を混在して看るとというのがなかなか困難です。重症心身障害児施設には、実際には数人程度、各施設によって人数は違いますけれども受け入れをして混在して看ている状況です。この混在がなければ、1人でも2人でも、もう少し重い医療依存度の高い方を受け入れるとは思いますが、その問題として愛知県にそういう動ける重心児とか、強度行動障害を伴う医療的ケア児を受入れる専門施設がないために、なかなかそこが困っていて、相談を受けるけれども、結局、三重県の施設に行ったりとか他の県の施設に愛知県の方が行っているというのが現状です。一番重い方はやはりそういう県外のところに行っていて、何とか看られそうな方だけ看ているというような現状がありますので何とかこれを解決しないと、相談を受けるけれども厳しいですねという返事するしかないというのが今の現状です。そこを何とか解決したいと思っておりますので、愛知県の方も次なる障害福祉計画なりに反映していただければありがたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございました。他に御意見、御質問ありますでしょうか。

松下委員

先ほどの御説明にもありましたけども、愛知県のように基幹支援センターと地域センターを作っているというのは全国的にも珍しいということは承知をしております。今回、件数を出していただきましたが、他県と比べて体制を充実させたことによる効果のようところは、まだ1年ということで、これから評価分析されると思いますが、その辺りの実感、他県よりも、より充実をしているということが見えてきた部分や課題についてお伺いできればと思います。この相談件数などは、当初想定していたような数であるのか、あるいは少し足りないということであれば、情報が届いていないということの評価になるかと思えます。医療的ケア児支援センターのリーフレットが作成されて配布されているということですけれども、こういったものもデジタルで配信をしていくとか、何らかの形でさらに情報を届けていくような仕組みを考えていく必要があるかと思えます。それから、このセンターの設置、あるいは法の施行に向けて活動されてきた御家族の皆さん方がいらっしゃる

かと思いますが、こういった方たちとの繋がりであったりとか、自立支援協議会などに御家族の代表の皆さんが参画をされて、より内容の充実した議論ができるようになったということが既にされているのか、まだこれから検討なのかというようなところもお伺いできればと思いました。

医療的ケア児支援部会 大石部会長

私は、全部の施設を把握している訳ではないので、私のところを中心にしてお話しますと、4月に指定を受けまして、新型コロナウイルス感染症と戦っていたということがあります。コロナの検査をしたり、陽性者の診察をしたり、職員や利用者さんがコロナにかかったということで何度も閉鎖したりということもありながら、この1年やってきました。それから、指定を受けて、うちの担当の看護師を中心に、担当する東三河全部の市町村のコーディネーターさんや市の担当者、アドバイザーに挨拶回りに行くというだけで数ヶ月かかりました。そのようなことで、前半は精一杯という感じでしたので、後半からようやく相談を受けられるようになったという状況で、まだまだ件数は足りないなと思っています。もっともっとやっていかなければいけないと思っています。それから、家族の方については、豊川市肢体不自由児（者）父母の会の元会長さん夫妻がうちの役員として入っておりまして、おそらく民間のところはそういう方が入っているのではないかと思います。そういうところと連携したり、豊橋の方でそういう会の方とも連携を取らせていただきました。ただ、医療的ケア児支援センターとして動いているかと言われると、まだ今はそこまで至っていないというような状況でございます。

松下委員

御家族の参画の件は、部会の議論をされていく中で当事者や御家族の声をどういうふうに反映してくのかという視点で御質問させていただきましたので、もしかしたら県の方からお答えいただく方がいいのかもしれませんが。それと、今、お話を聞いていて、同じ圏域で活動するという部分では、障害児等療育支援事業のコーディネーターと言いますか、担当者も圏域単位で動いていますので、少し新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたところで、お互いの用いる資源や情報などを共有することがあってもいいかと思います。これは次の展開として部会等で御検討いただけると良いかと思いました。

鈴木会長

ありがとうございます。報告事項の内容がこれまでに比べて非常に具体的になってきている感じがしています。また、今のお話を伺っていて、新型コロナウイルス感染症との戦いの中、これからいろいろと動いていく中で、また課題が出てくるのだらうと思っていますので、そういったところを少しずつでも解決していただければありがたいと思います。それでは、報告事項の(1)から(4)について事務局から一括して説明をお願い

いたします。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

報告事項(1)の令和4年度相談支援アドバイザー会議の活動状況についてでございます。資料4を御覧ください。今年度、相談支援アドバイザー会議を3回実施しております。第1回の議題にあります、地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等については第6期障害福祉計画で、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ確保すること及び年1回以上運用状況を検証及び検討することをそれぞれ掲げております。整備状況については先ほど地域生活移行推進部会の長坂部会長から御報告がありましたとおり、3市町が未整備となっております。また、運用状況の検証及び検討につきましても、19市町村が未定となっております。引き続き、地域アドバイザーと協力して、整備に向けた働きかけを行ってまいります。また、第1回の主な意見の中にありますように、セルフプランの質のあり方も課題となりました。第2回の議題でセルフプランについて取り上げましたが、セルフプランは、本来は障害者本人やその保護者を含めてエンパワーメントの観点からは望ましいものではありません。しかし、自治体における計画相談支援等の体制整備に向けた努力が十分に行われないまま安易に誘導するようなことは慎むべきという国の方針が示されております。こうした制度の趣旨を十分理解した上で運用が行われる必要があり、本人の意思によりセルフプランを利用する場合も含め、丁寧な支援が必要であるとの意見が付されております。第3回については報告事項ということになりますが、質の確保が課題となっている日中サービス支援型グループホームを中心に取り上げました。先ほどと同じく、地域生活移行推進部会の長坂部会長から御報告がありましたとおり、昨年10月28日に初めての試みとなる日中サービス支援型グループホームが所在する市町村の実務担当者会議を開催し、会議の場に出た意見をもとに改めて要望意見という形でまとめました。今後の取組としましては、地域アドバイザーと協力しまして、地域生活支援拠点等の機能充実に向けて、市町村等の働きかけを行い、地域の相談支援体制の充実を図っていくことや、セルフプランに関しては、定期的に状況を把握して市町村に対して情報提供を行っていくことで体制整備に向けた支援を行っていくこと、日中サービス支援型グループホームの運用状況等を含め各部会における検討事項についても、引き続き情報共有を図り、地域の課題に向けて連携して取り組んでまいります。

続きまして、資料5御覧ください。令和4年度のグループホーム整備促進支援制度の事業実績についてでございます。この事業は、県が委嘱しました6名の支援コーディネーターとともに事業を展開しております。グループホームの支援力向上を目指し、まず新規開設希望者向けに説明会と相談会を合わせたスタートアップ相談会を実施しました。また、グループホーム見学相談会も、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止したところもありますが、実施しております。既設の事業者向けにはグループホーム相談会を実施し、特に虐待防止の取組については支援コーディネーターによる講義を盛り込んでおります。

なお、虐待に関しては、このグループホーム整備促進支援制度の入口となるスタートアップ相談会においても、今年度から支援コーディネーターによる講義の中で取り上げております。この相談会においても、先ほど松下委員から御発言がありましたように、儲かる儲からないというようなことで、補助金と言いますか、そういったものを目当てに来られる方もおられたという話を支援コーディネーターから聞いております。もう一つモニタリング調査という項目がございます。これは、支援コーディネーターによるこれモニタリング調査でございます。今までは前年度中に法人として初めて開設したグループホームを主体に実施しておりますが、グループホームの質的確保のため、日中サービス支援型グループホームの一部施設に対しても今年度モニタリングを実施しました。このモニタリング調査については、令和5年度からは日中サービス支援型グループホームを中心に実施してまいります。このグループホーム整備促進支援制度は、量的な確保と、特に質的な確保について、今、私たちがやれる範囲のところで取り組んでまいりたいと考えております。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ牟田主任

続きまして、精神障害者の地域移行支援について御報告します。資料6を御覧ください。精神障害のある方の地域移行及び地域定着支援の事業としまして、資料にありますとおり保健医療福祉関係者による協議の場の設置、地域移行地域定着支援に係る研修の実施、ピアサポーターの養成や活動等に取り組んでおります。まず一つ目として、協議の場である愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を開催しております。令和4年度 of 取組状況として2月3日にウェブ開催いたしました。過去2年度は書面開催で、3年ぶりに顔の見える会議を行うことができました。内容につきましては、愛知県及び県内各市町村における精神障害者障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する取組状況についてや、研修やピアサポーター関係の報告をいたしました。また、愛知県精神障害者地域移行地域定着推進研修企画委員会の位置付け等について見直しを行ったことを御報告いたしました。新型コロナウイルス感染症に関する全国的な対応、平常化の動きを踏まえ、引き続きしっかりと精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取組を進めていくことを御説明しております。

二つ目が愛知県精神障害者地域移行地域定着推進研修会です。地域の核となる支援者の養成研修と、医療と福祉の連携に関する研修を合同開催いたしました。1月31日にウェブで開催しており、参加者として午前の医療と福祉の連携に関する研修が72名、午後の地域の核となる支援者の養成研修が68名の方に御参加いただきました。内容については、資料のとおりでございます。

三つ目が愛知県精神障害者ピアサポーター養成研修でございます。ピアサポーター養成研修と、ピアサポーターフォローアップ研修を合同開催いたしました。10月18日にこちらもウェブで開催しております。参加者71名のうち、支援者が11名、当事者が60名の参加をいただいております。内容につきましては、和歌山県の取組の紹介と、愛知県の

取組に関する報告、千葉県の取組の紹介を行いました。研修を受講された当事者の方のうち、希望者の方につきましてはサポーター名簿に登録いただきまして、3月1日の時点では85名の方に御登録をいただいております。

続きまして、四つ目が、ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業でございます。医療機関や地域の事業所において、ピアサポーターの方によるプログラムを行っております。愛知県精神保健福祉士協会に委託をして実施しております。令和5年3月1日時点で、実施機関が3機関、実施回数が延べ7回、ピアサポーターの従事者数は延べ7名、参加者は延べ99名で、新型コロナウイルス感染症の影響から抑制された実施状況となっておりますが、オンライン等を利用しまして、何とか参加いただけるように工夫して開催しております。こうした状況も踏まえまして、今年度は新たに地域生活の紹介動画を作成するなど、今後の活動に役立てるように事業を進めております。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

続いて、報告事項4の令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査でございます。資料7を御覧ください。この調査は、福祉施設入所者の地域生活移行の推進をしていくため現在、施設に入所している方のニーズや取り巻く状況等を把握するためのものでありまして、令和6年3月に策定予定の第7期愛知県障害者福祉計画に係る基礎資料とするため、現在、各施設に調査票を配布し、調査を実施しているところです。これまでのスケジュールとしまして、10月に愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会の検討事項として意見聴取を行ったことを始め、愛知県障害者自立支援協議会の委員の皆様には12月にメールにて意見照会を行いました。その後、皆様の意見を踏まえ、2月6日の地域生活移行推進部会にて最終調整を行い、2月10日付で、県と名古屋市の連名で県内の障害者施設支援施設の管理者様宛に5月19日までに回答していただくよう依頼させていただきました。調査票や実施要領等も添付しております。最終調整にて修正した点について簡単に御報告させていただきます。調査票の問21を御覧ください。問21はどこで生活したいかを問う設問になりますが、選択肢②として、「今いる施設で生活していきたいが、日中は違うところで活動したい(過ごしたい)」という項目を追加しております。働く場所と住む場所は別で捉えるという考え方を踏まえ、日中は入所施設以外のところに通いたいという方のニーズも拾えるようにしております。また、問22と問26につきましては、いずれも御本人に回答いただく設問になりますが、障害当事者の方にとって、必ずしも回答を最大三つ目に限定することは難しい場合も想定されるという意見を踏まえて、回答はいくつでもという形に変更しております。なお、施設に対してお聞きする設問については、施設としての取組の優先度を把握するため、引き続き最大三つまでという形にしております。また、すべての設問の後、一番最後に自由記述欄を設けております。施設職員や御本人から調査の実施方法や内容に関して、お気づきの点を記入していただくことで、次回調査を行う際の改善につなげていきたいと考えております。なお、調査の実施にあた

り、御本人の聞き取りについては、可能な限り相談支援専門員が行うとともに、サービス管理責任者や、経験豊富な生活支援員の立会をお願いしているところであり、御本人の意向を正確に把握できるよう努めていきます。また調査結果につきましては、施設名を伏せた状態で活用するなど、個人情報特定されないよう十分留意してまいります。調査終了後、調査結果の集計分析を行ったうえで、ニーズや課題を整理し、今後の取組施策の検討などに活かしていきたいと考えております。

鈴木会長

それでは、ただいま4件の報告事項について御質問、御意見ございますでしょうか。4つの報告事項がありましたので、発言の際には何に関する御質問、御意見なのかを説明していただいてから御発言をしていただきますようお願いいたします。

横関委員

今回からこちらに参加させていただいております、愛知県自閉症協会・つぼみの会の横関と申します。よろしく願いいたします。まず資料4のセルフプランのお話ですが、私どもは会員の方から直にお話を伺う機会がありますが、ある会員の方が役場に行って、精神の方ですが、相談支援をお願いしたいと言ったところ、セルフプランでお願いしますと断られてしまったことがあるそうです。本人が希望しても、そういう現状があります。こういう現状がまだどのぐらいあるのか、またその市町村によって地域格差がどのぐらいあるかといったことを把握されているのであれば、それをお聞きしたいというのがまず1点目です。それから、2つ目として資料6の方になります。精神のピアサポーター養成はとてもいいことだと思いますが、発達障害も精神障害に含まれております。その場合、本人だけでなく、親へのサポートというものもとても大切だと思います。共依存の場合とか、それから親のファシリテートが強いとか、すごく支配されているという場合があります。その場合に、やはり御本人だけでなく、親御さんへのサポートも大切ですが、その辺りをどう考えていらっしゃるのか。3つ目は、精神障害者ピアサポーター養成研修を実施されたということですが、精神障害については統合失調症や、発達障害、てんかんも含まれます。この研修を受けられた方の疾病別の内訳はどのようになっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

鈴木会長

それでは、事務局の方からよろしく願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

今、セルフプランのお話がありましたが、特定の自治体だけではなくて、現状多くの自治体でやられているところがあります。そういう意味ではセルフプラン率は高いところも

ありますし、自治体によってはセルフプランはやってないというところもあります。本来の趣旨、考え方はやはりありますが、相談支援員が追いついていないなど体制整備ができてないという理由でセルフプランでやられているところもあります。想定としては、最初からそれでやってくださいということではありませんが、止むに止まれずというところの考え方でされているところもあると思います。本来ならば、御本人の意思できちんとやって、モニタリングなどもしたうえでやっていくことが正しいかとは思いますが。県としても状況を把握し、地域アドバイザー会議でもお示ししましたが、こういったものをきっかけにして、定期的に市町村にも情報提供しながら、市町村としてもそういう意識をしてもらうということが大切であると考えております。もともと本来のあり方というものが、国の通知として出ておりますので、そういうものを改めて認識して少しずつ改善されるように促していきたいと考えております。

横関委員

ありがとうございます。相談支援員さんの育成と、それから相談支援員の給与が増えないという面もありますので、そちらの方の改善も国の方に言っていただく形でお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

人材確保だとか、そういう報酬的な面が現実として急激に増えるという訳ではありませんが、そういった部分について、国に対して今年度も昨年度も要求しております。こういった意見が上がっているということを少しでも国の方へ言い続けていくことが大切かと思っておりますので、引き続き行っていきたいと思っております。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ牟田主任

精神障害の関係のことについてお答えさせていただきます。御質問の内容としては発達障害の方の親へのサポートについての御質問があったかと思っております。このピアサポーター養成で、そういった親の方への支援をしているということではありませんが、保健所で相談支援を行っていたりだとか、引きこもりの方の家族の方の教室をやっていたりということがございます。精神保健福祉センターでの御相談だとか、県の保健所、それから政令・中核市の保健所でもやっていたらいいと思います。親御さんからの御相談や各教室などでサポートをさせていただいていると認識しております。また、今回の法改正で、市町村の方でもメンタルヘルスだとか精神保健に関する相談を受けるようになってまいりましたので、今後もそういった取組が広がっていくのではないかなと考えております。それから、精神障害者のピアサポーターの登録について疾病別で行っているかについてでございます。登録の管理などは精神保健福祉センターの方でさせていただいておりますが、疾病別では集計を取っていないかと思っております。年齢ですとか、どの辺りの

地域に何名登録いただいているということは把握していると思いますが、疾病については御申告いただいているのではないかと思います。

(後日訂正：精神障害者ピアサポーター名簿登録時の様式に診断名記載欄があります)

横関委員

ありがとうございます。ただやはり疾病によっては聞く人によって聞いても分からないことがあると思います。例えば、てんかんのことを知らない方が聞かれても分からないということもありますので、やはりその辺りはニーズに合った方を配置できるようにするためにも把握していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ牟田主任

貴重な御意見ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございます。セルフプランに関しては県の方でアンケートを取っていただいて、3年間分の各市町村のセルフ率がどう変化しているかを一覧にいただいているので、またそういった資料も何らか見られる方法を考えていただければありがたいと思います。それから、先ほどのピアサポーターの登録の疾病別についても、どのような形でできるのか、また一度お答えいただければと思いますのでよろしく願いいたします。他はよろしかったでしょうか。

長谷川委員

資料6の精神障害者ピアサポーター養成研修をやっただけなのは非常にありがたいところですが、せっかく養成研修を受けても活躍する場がないという声も聞いています。ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業について、令和4年度の取組状況として、実施機関や参加者数など実績が書いてありますが、もともとの計画対比でどうであったかという話をしていただきたいと思います。実績は分かれますが、契約はされていると思いますので、その辺りはどのような状況でしょうか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ牟田主任

御質問ありがとうございます。ピアサポーターの活動について、計画ではいくつかの精神科の病院から開催してほしいという御希望があったと聞いておりますが、やはりこの新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生などで、どうしても病院への出入りが難しいという状況があり、実績としては3機関というように書いてございます。病院よりも事業所の方で多く開催できておまして、病院の方が本当になかなか新型コロナウイルス感染症の関係で、この活動をするのが難しいという状況があり、手探りの中やっただいて

いるというような状況でございます。

長谷川委員

結果論として新型コロナウイルス感染症の影響でできなかったということは分かりますが、計画はなかったのでしょうか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ牟田主任

この事業は、委託事業でやっております、最終的にどこで開催できたという報告は上がってきますが、正確に何機関から申込があって、そのうち何件できなくなったというようなことは、手元に資料がございませんので、今すぐお答えができないところです。ただ、数件は病院でクラスターが起きて実施できず、計画していたけれども中止になったということは伺っているところでございます。

鈴木会長

よろしかったでしょうか。他に御発言がありましたら、お願いいたします。

中住委員

愛知県精神保健福祉士協会の中住です。この議論は以前もしたような記憶がありますが、ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業について、愛知県とは25件の計画で契約をしています。実際、医療機関で対応してくれるというところもありましたが、クラスターが発生してしまい、できなくなってしまったというような状況もあり、3機関という実績になっています。1ヶ所の事業所で何回かやっているというような状況です。先日、某事業所で活動を録画させていただきました。今後、新型コロナウイルス感染症関係の規制なども少し緩和されるかとは思いますが、すぐに大きくは変わらないと思いますので、次年度はそういうビデオ録画など通して、少し活動を広めていく取組をしてということになっています。

鈴木会長

御説明ありがとうございます。コロナ禍でどう工夫していくかということもあるかと思いますが、先ほどの数字については年度で比較して増えた減ったというような形で見せていただくとありがたいと思います。先ほどの25件が計画の件数ということであれば母数として記載しておいていただけるとありがたいと思います。

渡邊委員

愛知県精神障がい者福祉協会の渡辺です。今の件ですが、おそらく前回、私も同じ話をしたかもしれませんが、このピアサポーター養成研修を受けた方を活用する場がなかなか

ないという状況があります。うちは地域活動支援センターや精神の相談なども行っていますが、その中で、ピア活動をしたいという方が、皆さんで集まって自分たちで活動しています。おそらく自分たちでやっているの自分たちだけで完結してしまっていて、せっかくピアサポーター養成講座を受けたからやっているということではありますが、おそらくピアサポーター活動としての数には上がってこないということが少し寂しいと感じています。こういったことについて、活用状況のアンケートを取って把握することで、こんな活用がありますというようなことを広げてくださると良いのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ牟田主任

ありがとうございます。精神保健福祉センターの方でピアサポーターの登録ですとか、養成講座の方はさせていただいております。開催した時などにアンケート取ることという事はさせていただいておりますので、その中に、今いただいた御意見を反映できるように検討してまいります。御意見ありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございます。他によろしかったでしょうか

手嶋委員

椋山女学園大学の手嶋です。資料7のニーズ調査についてお伺いをしたいことがあります。調査票の対象者が、愛知県内で支給決定を受けている方となっており、居住地特例が除かれていますが、その理由を少しお伺いしたいと思います。他県への支給決定の方と、他県からの支給決定の方が、ここでは回答できない状態になっていますが、その辺りについて何か理由があったのかということをお伺いします。

鈴木会長

それでは、事務局の方からよろしく願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

従来、愛知県内で支給決定している方という形で調査をやっておりまして、今回もその視点で例年の調査方法に従ってやっております。

手嶋委員

今後で構いませんが、愛知県の市町村が支給決定して県外で暮らしていらっしゃる方が帰りたいと思っていられるのか、地域に出たいと思っていられるのかということが酌み取られずにとずっときてしまっていると思いますので、その辺りを把握できると良い

と思います。逆に言うと、県外からの支給決定で、愛知県で暮らしていらっしゃる方が長く暮らしていれば、当然、愛知県が生活拠点になっていますので、愛知県で地域生活移行したいと思っただけでいらっしゃるのかどうかというところの把握ができない状態が続いているというのは、あまり良くないのではないかなと思っています。そういったところも少し目配せしながらニーズが調査できると良いと思っております、質問させていただきました。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

今回は、こういった形となっておりますが、この調査は名古屋市と合同で実施しております、名古屋市は現場で支給決定なども行っておりますので、名古屋市とも話し合いながら、今後、調査を実施する際にそうした方の意見をどうやって拾っていくべきかということについて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

鈴木会長

また今後の検討をよろしくお願いいたします。時間の都合がありますので、最後に全体を通して何か御意見があればお伺いします。

大石委員

少し話題がずれるかもしれませんが、障害者の方の生活習慣病ということが少し気になっております。例えば、特定健診を皆さん受けてらっしゃると思いますが、特定健診を受けた後に指導があります。この指導を受ける方というのは、特定健診で糖尿や高血圧、高脂血症が引っかかったけれども治療していない人が指導の対象になります。ただ、なぜか精神障害者の方が多いです。昨年、精神障害者のグループホームでクラスターが発生したので、クラスター対策で応援に入って、検査するために現病歴とか既往歴を見ると、内科的疾患にかかった人がいるにはいるのですが少ない状況でした。例えば、40歳以上で特定健診を受けた人の7割の人が治療が必要ということで引っかかって、50歳ぐらいなってくると半分以上の方が普通は引っかかってきます。しかし、そこの施設も50歳以上の方が多いのですが、治療している方が1割とか2割ぐらいしかいませんでした。では、健康なのかというと、おそらく医療の機会がないとか、元気だから通院していないということが多いのではないかと思われました。それから、うちの患者さんで、知的障害の方ですけども、来た時にはもう糖尿病がひどくて、壊疽になって足を切断しなくてはいけなくなったとか、そういったことが度々あるので、おそらく精神障害の方だけではなくて、あらゆる障害を持った方の生活習慣病がこの高齢化に伴ってたくさん増えてきているような気がします。それは少し課題かなと思っています。いろんなことが起きて、壊疽で足を切断しなくてはいけないとか、脳梗塞が起きてしまうといったことになってくると、また障害が重くなってしまいます。その辺りについて県として把握していらっしゃるのか、あるいは今後の課題

として認識していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。何か事務局で発言できますでしょうか。

障害福祉課櫻井担当課長

御意見ありがとうございます。今、御指摘いただいた内容について私の方で知っている範囲では、県で把握というのとはできていないと思います。いずれにしろ障害者の方の高齢化については非常に重要な問題だということで、入所施設で医療的ケアが必要な方だとか、医療が必要な方というのは、たくさん増えているというのは社会保障審議会障害者部会の資料などを読ませていただくと、そういった指摘がありますので、また今後の検討課題として捉えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

時間の都合もありますので、これで本日の議題を終了させていただきたいと思います。以上をもちまして愛知県障害者自立支援協議会を終わらせていただきます。この後は司会に事務局をお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ石野課長補佐

鈴木会長、議事の取り回しどうもありがとうございました。また、委員の皆様方には長時間にわたり熱心に御協議いただきありがとうございました。今回の議事録につきましては、後日の委員の皆様方に送付いたします。御確認いただきました後に、ホームページに掲載させていただく予定でありますので御了解いただきますようよろしく願いいたします。以上を持ちまして2022年度第2回愛知県障害者自立支援協議会を閉会いたします。ありがとうございました。